

2020年度入学試験における大規模自然災害に係る特別措置

2019年8月の前線に伴う大雨で被害に遭われた皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。

大阪体育大学では、この大規模自然災害により被災された世帯の受験者に対し、特別措置を講じることになりました。以下の内容をご確認いただき、該当する方で特別措置を希望される場合は、所定の手続きを行ってください。

【入学検定料】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）・床上浸水となった場合。

2.特別措置の内容

本学への入学の有無にかかわらず、入学検定料を返還します。

【入学金】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、入学金を返還します。本学への入学を辞退された場合は入学金の返還対象とはなりませんのでご注意ください。

【学費（授業料のみ）】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、1年次（初年度）前期学費（全額もしくは半額）を返還します。なお、被災状況によって、返還する金額が異なりますのでご注意ください。

①1年次（初年度）前期学費全額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）となった場合。

②1年次（初年度）前期学費半額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

申請方法

以下の書類を、入学試験出願書類とともに提出してください。

①特別措置申請書（本学所定用紙を入試情報サイトからダウンロードしてください）

②被災状況を証明する書類（いずれもコピー可）

- ・「罹災証明書」「死亡診断書」「行方不明証明書」「診断書」等
- ・内容確認のため、これら以外にも書類を提出いただくことがあります。

※入学検定料、入学金、学費（授業料のみ）の特別措置申請書は共通のため、1通で構いません。また被災状況を証明する書類も1通で構いません。

返還方法

1.入学検定料

本学の審査により返還が決定した場合には、申請いただいた口座に返還します。

2.入学金・学費（授業料のみ）

本学の審査により返還が決定した場合には、入学式後、申請いただいた口座に返還します。

審査決定通知書

受験票と共に郵送します。

本学が指定する災害・対象地域（災害救助法適用地域）

災害	対象地域（8/28 現在）
2019 年 8 月の前線に伴う大雨	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、 鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、 三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、 東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、 杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町